

# 職業紹介事業報告書に関するQ & A

Q 1 就職件数の計上の考え方は？

採用の連絡があった日付で計上して下さい。たとえば、令和2年4月1日付採用の連絡を令和2年3月30日に受けた場合は、令和元年度の実績として報告してください。

Q 2 紹介予定派遣の計上の考え方は？

内数として計上して下さい。

紹介予定派遣の求人を受けた場合は、求人を受けた取扱業務等の区分ごとに、取扱業務等の区分の数を記載した列の次の列に、数値を（ ）で囲んで記載して下さい。求職・就職・離職・手数料収入欄も同様に、紹介予定派遣に係るものは、内数として数値を（ ）で囲んで記載して下さい。

なお、紹介予定派遣で派遣されている間は就職とは計上せず、紹介予定派遣が終了し、採用が決まった場合に就職件数としてカウントして下さい。

Q 3 収入状況報告は、税抜・税込どちらですか？

免税業者は税抜、それ以外は税込で記載して下さい。

Q 4 紹介した人がすぐに辞めてしまい、手数料の一部を返金しました。返金額を差し引いて報告する必要はありますか？

差し引く必要はありません。

Q 5 収入状況欄にある上制限・届出制の意味は？

上制限とは、法律で上限（11.0%）が決められている制度です。届出制は、あらかじめ届出することで手数料の上限を定める制度です。全国の職業紹介事業者のほとんどが届出制です。

Q 6 取り扱った職種が、どの取扱業務等の区分に該当するのかわかりません。

区分は、芸道家、家政婦（夫）、配せん人、調理師、モデル、マネキン、技能実習生、医師、看護師・准看護師、保育士、特定技能の11区分を除き、厚生労働省編職業分類の中分類によることとなっていますが、ハローワークインターネットサービス上に職業分類の解説が掲載されているので参考にしてください。

[https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw\\_job\\_info.html](https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw_job_info.html)

Q 7 離職欄の記載方法は？

平成30年1月の法改正により、就職者が期間の定めのない労働契約を締結した者（「無期雇用就職者」という）であるか、無期雇用就職者である場合は6箇月以内に離職したか否かを調査し、情報提供することが義務付けられました。

今年度については、平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に就職した無期雇用就職者のうち6箇月以内に離職した者の数を報告することとなります。

また、調査した結果、6箇月以内に離職したかどうか不明、離職時期・離職理由が不明である場合は不明欄に計上して下さい。

Q 8 従業員教育には何を記載するのか？

職業紹介責任者が、職業紹介業務に従事する従業員に対して実施した、職業紹介事業を行う上で必要な教育を記入して下さい。時間・日数等の定めはありません。別紙の添付でも可です。

例) 外部講師を招いてキャリアカウンセリング研修を実施

職業紹介責任者が講師となり、求人受付時の注意点についての研修会を実施

〇〇協会が実施する職業紹介従事者向け講習会へ参加

なお、職業紹介責任者のみで職業紹介事業を行っており、他に職業紹介事業に従事する従業員がない場合は記載不要です。

Q 9 業務提携を行っている場合の計上は？

実際に求人の受理、求職の受理、紹介を行った者が計上するのが原則ですが、取り決めた一社が報告することでも問題ありません。両社で複数計上することが無いようにして下さい。

Q 10 事業報告の提出方法は？

原本1部とコピー2部を郵送または窓口に持参して下さい。

なお、窓口が大変混雑しますので、極力郵送での提出をお願いいたします。

郵送の場合、控えを返送しますので、返信用封筒（切手貼付）を同封して下さい。切手は簡易書留等追跡可能な分（簡易書留であれば定形404円、定形外440円分）でご用意願います。

郵送先：〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11

山梨労働局 職業安定部 需給調整事業室